



令和3年10月22日(金)

臨時号

出席停止の基準を変更します

現在、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染者数が落ち着いています。宮城県内も9月30日で「まん延防止等重点措置」が終了し、現在は感染者が1桁や0の日が続いている状態です。

そこで、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の期間中は出席停止扱いにしていた下記の症状等の基準を、11月1日(月)から従来の基準に戻しますのでご確認ください。

| | 9~10月 | 11月1日~ |
|-------------------------------|-------|-----------------|
| 発熱、強いだるさ、息苦しさ、咳、のどの痛み等のかぜ症状 | 出席停止 | 欠席 (発熱、かぜなど) |
| 同居する家族に上記の症状がある場合 | 出席停止 | 欠席(家事都合) |
| ワクチン接種後の副反応により、学校生活を送ることが困難な時 | 出席停止 | 出席停止 |

なお、以下の場合は今後も出席停止となります。

- 生徒または同居する家族が新型コロナウイルスに感染した時
- 生徒または同居する家族がPCR検査を受けた時
- 生徒自身が濃厚接触者に指定されている時
- 新型コロナワクチンを接種する時

保護者の皆様には今後も引き続き、感染症拡大防止のため、様々な場面でご協力をいただくことになるかと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

